

徳島県情報公開審査会答申第122号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成23年9月6日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成22年12月28日港湾法37条第3項の規定により同意書をだした作業台船の安全せい、利害かんけい人に付いて国と協議したきろく。」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年9月20日、実施機関は、本件請求に係る公文書を作成していないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成23年9月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成23年9月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成23年9月20日付け東土第51061号により異議申立人に対して行った「公文書公開請求拒否決定通知書を取り消す」との決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件情報公開は、平成12年8月1日港湾法37条1項に基づき「審査基準」(1)

(2) (3) の説明を求めたものである。

(2) 上記「審査基準」に基づき、事前協議がなされたのか、協議がなされなかったのか、協議がなされたのであれば、日時と場所・立会人を明らかにすべきである。

(3) 国の決定した工事を進める事と、条例で定め工事に使用する様々な審査基準とは、別の問題である。

徳島県条例に示す審査基準は、徳島県内で行う工事に付いて適用する基準である。

(4) 知事は、自ら定めた審査基準を正しく理解し運用して頂きたい。

「工作物等を設置する場合、安全な構造であること。」

台船(使用作業船)の耐用年数(廃棄又はメンテナンスが必要となるまでの期間)を想定し、塗装及び外板の必要な性能を決定した根拠が記入されている作業船設計時の設計計算書を添付すること。

「利害関係人に付いて確認」

近隣地先水面で区画漁業等を行っている漁業協同組合は利害関係人に該当するから同意書を添付すること。

以上の審査基準の協議を示す書類の開示を求める。

(5) 徳島県知事の主張する許認可に対し、(許可)(協議)を区別するが内容は同じである。

国が事業主である限り、国が事業説明をする当然である。

行政は、事業者の説明を聞き、徳島県の定めた、審査基準に基づき、協議をなし、使用船舶の安全性、利害関係人を精査した上で同意すべきである。

(6) 平成22年12月28日 東土第130375号 徳島県知事と国土交通省の協議書に付いて、審査基準を基に協議した、記録が添付されていない。

国土交通省と港湾課で協議を、何時・何処で・何方と・何を協議したか、具体的に、開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

平成23年9月6日付けで、異議申立人から出された公文書公開請求に対し、知事は現に本件請求に係る公文書を保有していないため、本件処分を行った。

2 本件処分の理由等について

(1) 本件処分の根拠について

条例第7条第2号に該当するため公開請求を拒否したものである。

(2) 本件処分の理由について

平成23年8月18日、本件請求に先立ち、異議申立人から、「〇〇港海岸直轄海岸保全施設整備事業(第4工区)における港湾法第37条第1項に基づく国と港湾管理者との協議書類」の開示を求める公文書公開請求がなされた。

これに対し、知事は、平成23年8月31日付け東土第50909号により公文書公開決定を通知し、次の3点の文書を公開した。

①港湾区域(港湾隣接地域)内工事許可協議書

国(国土交通省)より、平成22年12月21日付けで、港湾管理者に提出された協議文書及び添付図面である。

②〇〇港における港湾区域(港湾隣接区域)内工事協議について

国からの協議に対し、港湾管理者が、工事の実施について同意することを意思決定した決裁文書である。

③〇〇港における港湾区域(港湾隣接地域)内工事協議について(回答)

国に対し、平成22年12月28日付け東土第130375号にて、工事の実施について同意する旨を回答した文書である。

続いて、平成23年9月6日、異議申立人より、本件請求として、「平成22年12月28日港湾法37条第3項の規定により同意書をだした作業台船の安全せい、利害かんけい人に付いて国と協議したきろく」の開示請求がなされた。

本件請求は、国からの港湾区域内工事許可の協議(上記①)に対し、港湾管理者が同意したことに関する、国と港湾管理者との協議録の開示を求めるものである。

国の工事实施について、港湾管理者は、同意する意思決定文書を起案及び決裁(上記②)し、その旨を回答(上記③)している。

なお、本件請求にかかる国の工事は、近い将来発生が予測される南海地震を見据え、老朽化した堤防等の整備(液状化対策や護岸の嵩上げなど)を行うため、平成18年度に国直轄事業として位置付けられたもので、地元自治体や漁業関係者からの要望を受け、実現したものである。

よって、その工事概要等については、平成18年度以降、徳島県や鳴門市をはじめとした関係行政機関や地元住民に対する説明会等の機会を通じて十分なされており、本件請求にかかる国からの協議書の提出時点での協議は、協議書の提出を受けて書類の内容を確認する程度のものであったことから、協議録までは作成していない。

このため、本件請求に対し、文書不存在として、本件処分を行ったものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人が「国との協議において、審査基準に沿った審査が行われたか否か」に関し、強い関心を持っていることが見受けられるので、あえて「国の工事に係る水域占用」と「審査基準」の関係について述べると、そもそも、異議申立人による水域占用については、港湾法第37条第1項の規定により、港湾管理者の「許可」を要するが、国による水域占用については、同条第3項の規定により、港湾管理者の「許可」を要せず、「協議」で足りるとされている。

このため、港湾法第37条第1項にかかる「許可審査基準」に沿った協議や資料要求が行われていなくても、国からの協議に同意した港湾管理者の行為は、何ら恣意的で公平性を欠くものでも、裁量権を逸脱するものでもない。

なお、別途異議申立人が提起した裁判の判決（水域占用不許可決定取消請求事件：平成23年6月10日付け高松高裁判決）においても、「国の護岸及び捨て石工事」と「原告の釣り筏」とは、その内容や設置される構造等が全く異なり、港湾管理に与える影響等も異なることが容易に予想されること、また県は実情に応じて資料の提出を求めたというべきで、県が原告に対し、恣意的に資料を要求しているものとは言えないと判断されている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

- (1) 本件請求の対象となる公文書は、〇〇港海岸直轄海岸保全施設整備事業（第4工区）における工事（以下「本件工事」という。）に関し、平成22年12月21日付けで国土交通省四国地方整備局長から提出された「港湾区域（港湾隣接地域）内工事許可協議書」について、実施機関が、平成22年12月28日付け東土第130375号「〇〇港における港湾区域（港湾隣接地域）内工事協議について（回答）」により同意するまでに、「作業台船の安全性」や「利害関係人」に関し、国と実施機関が協議した「協議録」であると考えられる。
- (2) 実施機関の説明によると、本件工事は、近い将来発生が予測される南海地震を見据え、老朽化した堤防等の整備として液状化や護岸の嵩上げなどの対策を行うもので、地元自治体や漁業関係者からの要望により、平成18年度に国の直轄事業として位置付けられたものであり、工事内容についても、平成18年度以降、国が協議書を提出するまでに、関係行政機関や漁業関係者等が参加する会議等において、国から十分な説明がなされており、本件請求に係る国からの協議書の提出時点では、提出書類の内容を確認する程度のものであり、「協議録」までは作成していない。
- (3) 「作業台船の安全性」については、本件工事が国の施工監督する工事であり、国の監督責任の下、当然確保されている。

また、工事中においては制限区域を設定し、工事用船舶以外の立ち入りを制限するなど、一個人や法人が台船を設置するものとは異なり、厳しい監督体制の中で工事が施工されており、それ以上、港湾管理者が工事の安全性を検証するまでもない。

- (4) 「利害関係人」については、本件工事が漁業関係者からも国に対して要望がなされていること、また、工事内容についても事前に国から十分な説明を受けていることから、当然に同意されている。
- (5) 港湾区域内又は港湾隣接地域内における工事等については、港湾法第37条第1項により港湾管理者の許可を受けなければならないとされているが、国又は地方公共団体が同条第1項の行為をしようとする場合には、同条第3項により港湾管理者の許可を要せず、協議で足りるとされており、同条第1項に係る「港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準」に沿った協議や資料要求を行わず、国に同意した港湾管理者の行為が、何ら恣意的で公平性を欠くものでも、裁量権を逸脱するものでもない。
- (6) 以上の説明のように、国に対して港湾法第37条第1項に係る「港湾区域及び港湾隣接地域内の工事等の許可審査基準」に沿った協議や資料要求を行っておらず、「作業台船の安全性」や「利害関係人」に関し、「協議録」を作成していないとの実施機関の説明に、不自然・不合理な点はない。
- (7) したがって、異議申立人が請求する公文書を実施機関は保有しておらず、条例第7条第2号に該当するとして、本件処分を行ったことは妥当であると判断するものである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容

平成23年 9月30日	諮問
11月25日	実施機関からの理由説明書を受理
12月 7日	異議申立人からの意見書を受理
平成24年 1月19日	審議（第95回審査会）
2月22日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第96回審査会）
3月14日	審議（第97回審査会）
4月19日	審議（第98回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士，税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)